

佐波川漁業協同組合 内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、佐波川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、はや、ます、うなぎ及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、漁場区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は餌釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第6条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ、イ欄の漁具・漁法、ウ欄の区域、エ欄の期間でなければ行ってはならない。

ア名称	イ漁具・漁法	ウ区域	エ期間
あゆ	竿釣、餌釣	漁業権区域内	5月25日から12月31日まで
	にごりがき	白坂総合堰より上流の漁業権区域	7月1日から12月31日まで
こい ふな はや	竿釣、餌釣	漁業権区域内	周年。ただし、こい掛釣は7月1日から翌年3月31日まで、カガシラ釣は6月1日から12月31日まで
	にごりがき	白坂総合堰より上流の漁業権区域	7月1日から12月31日まで
うなぎ	竿釣、手釣	漁業権区域内	周年

うなぎ	籠、箱	漁業権区域内	周年
	にごりがき	白坂総合堰より上流の漁業権区域	7月1日から12月31日まで
かに	籠 1人3個以内	山陽本線鉄橋より上流峪堰の間	9月20日正午から翌年3月31日まで
		峪堰より上流漁業権区域内	10月5日正午から翌年3月31日まで
ます	竿釣、餌釣	漁業権区域内	3月1日から8月31日まで

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁を行ってはならない。

区域	期間
防府市大崎高田樋門と本流対岸5.4K河川距離標を結んだ線より下流山陽本線JR鉄橋の間	9月20日から12月31日まで
庄方堰より上流出雲合橋上流端の間	周年

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名称	大きさ
こい	全長20cm以下
うなぎ	全長20cm以下
かに	甲幅5cm以下
ます	全長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとにイ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が18才以下の場合は無料とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

No.	ア名称	イ漁具、漁法	ウ遊漁者の区分	エ期間	オ遊漁料
1	あゆ、はや、こい、ふな、うなぎ	竿釣、餌釣、手釣、にごりがき	大人 (19才以上)	1日	2,000円
				1年	8,500円

2	ます	竿釣、餌釣	同上	1日	1,500円
				1年	5,000円
3	うなぎ	籠、箱	同上	1年	2,000円
4	かに	籠(1人3個以内)	同上	1年	3,000円

2 No.1の遊漁料を支払った者は、日券、年券の区分毎にNo.2、No.3の遊漁を行えるものとする。

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又は餌釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 佐波川漁業協同組合事務所（防府市下右田）
- (2) 佐波川漁業協同組合が指定した遊漁証取扱店

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 水産動物の名称
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき次項）

第8条 遊漁者が遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯し、かつ、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名、住所

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則 (令和5年12月9日臨時総代会議決)

令和6年 月 日認可